

北海道告示第 10002 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 2 年 5 月 7 日までに北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 2 年 1 月 6 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：岩見沢市 5 条東 6 丁目商業施設

所在地：岩見沢市 5 条東 6 丁目 3 番 38 ほか 12 筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名：アルファコート株式会社 代表取締役 川村 裕二

住所：札幌市中央区南 1 条西 7 丁目 1 番地 3

(3) 変更しようとする事項

① 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書添付図面「配置図(変更前)」に表示

(変更後) 届出書添付図面「配置図(変更後)」に表示

② 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 届出書添付図面「配置図(変更前)」に表示

(変更後) 届出書添付図面「配置図(変更後)」に表示

(4) 変更する年月日

令和元年 11 月 1 日

(5) 変更する理由

計画店舗 2 の計画変更により、荷さばき施設及び廃棄物保管施設の位置の変更を行ったため

2 届出年月日

令和元年 12 月 20 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和2年1月6日（月）から令和2年5月7日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、岩見沢市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は岩見沢市へ問い合わせること。